国語教育学

国語教材の変遷

佐々木 一二

國語科學講座

— XI —

國語教育學

國語教材の變遷

佐々木一二

株式會社
明治書院

國語科學講座

— XI —

國語教育學

國語教材の變遷

佐々木一二

株式會社

明治書院

目次

國語教材の變遷

佐々木一二

はしがき

課せられた題目は夥多の事實と各種の問題とを包藏する。與へられた紙面はこの題目を扱ふべく必ずしも潤澤なりと言ひ得ない。依つて紙面の制限を主なる基準とし、題目の命ずる普遍的內容をこれに排し、この講座讀者の希望を忖度して、次のやうな心組みを以て筆を進めることにした。

〔一〕「國語教材」を次の如く限定する。

1 時代的には上古(概ね大寶令制定時代)より現代に至る。

2 內容的には主として官公の學校・私設の教育機關に於ける教科、及び該時代に於ける一般普通の教育事實に見はれたる教材とし、特に明治以後のものについては小學教育に於けるものとする。

また明治以前のものについては教育機關に於ける教科の分科が今日に於ける如く明かでない故に、國語科といふものの範圍が曖昧である。隨つて大體に於て、文字・文章・言語を教へ、又それを通じて讀解力を鍛錬し、

諸般の知識を與へ、思想を練磨することを中心の目的とした教科の材料について考へることとする。ために純國語のみでなく漢文をも對象とするものがある。明治以後については小學校の國語讀本を對象とする。

〔二〕取扱ひ方については時代を追うて行はれた教材の事實を略記し、その教材の內容・性質等を簡單に說明するにとゞめる。蓋し教材變遷の跡を辿らんとするものは、各教材を明確に認識し、前後の時代のものと比較檢討して變遷の事實と理由とを明かにし、更に進んで教育理想・時代思潮・國民精神・國民文化・國家樣態との關係等について考察すべきである。併しながらそれらは、或時代を限り或教材を特定しても、尙且つ多樣多量の研究事項を包有するものであつて、本稿の如き短章のしかも通史に於ては到底實現困難なるがためである。

第一　上古・中古の國語教材

教育の事實は必ずしも特定の機關と場所とを要せずして隨時隨所に行はれる。我が上代に於ても日常生活必須の事項を中心として廣義狹義の教育は行はれたものに違ひない。國語に關しても言語の傳習といふやうな無意識的作業の外に、或人々の間には民族固有の文明的所產たる神話傳說歌謠等の有意識的傳唱作業が行はれた。殊に漢字の輸入があつてからは文字言語文章の習得といふ狹義の國語の教育が行はれるやうになつて來たのである。史傳によれば菟道稚郎子は王仁に就いて學び、聖德太子は書生三人をして百濟より來朝した僧觀勒に就いて曆・天文・地理・遁甲・方術の學藝を學ばしめた。これらは既に師弟の關係を有する教育の事實である。又聖德太子の法隆寺學問所の設置、唐の留學から歸朝した僧旻・南淵請安の私塾に於ける儒の講述、天智天皇が大津京に建設せられた學校等は、その規模

內容の如何は別として、一種の學校教育の行はれた事實を示すものである。これらの教育事實に於ける教材がすべて漢文の文字文章であつたことは言ふまでもない。中臣鎌足は僧旻の塾に於て周易を學んだといはれてゐる。

これらの後を承けて、はじめて組織的の教育制度が制定され、それに則つた教育の行はれるに至つたのは文武天皇の大寶元年（皇紀一三六一）に發布された大寶令に俟つのである。

大寶令の學令には當時の學校教育が使命としたところの官吏養成・官吏修養の目的を達せんがために二十二箇條を規定してある。大寶令によつて定められた教育機關たる大學寮及び國學は當時の先進國支那の大學の使命たる「窮レ理正レ心修レ己治レ人之道」を教授するを範として、政治道德の教育を施す機關であつた。

大學寮に於ける教科中、廣義の國語教育に關するものは所謂明經道である。その教材は悉く漢文であるが、文字・文章を具有した漢文を學ばしめることは卽ち國語の擴張と定著とを將來することであつて、一種の國語教育と謂ふべきである。大學に於て講ずる經は周易・尙書・周禮・儀禮・禮記・毛詩・春秋左氏傳でこれを各〻一經とし、その書の分量の大小難易等によつてこれを大經（禮記・左傳）中經（毛詩・周禮・儀禮）小經（周易・尙書）に區別し、これらの中二經以上に通ずるものは規定の試驗に應じて官吏たり得るのである。尙以上の外に孝經及び論語は學生をして悉く之を學ばしめた。これらの經書の教授に際しては學說の統一を期するために各經について據るべき註を一定した。

この大寶令の規定は大體に於て唐制を摸倣したものであつて、經書の種類に於ても殆ど唐制のまゝであり、經に大中小を分つこと及び孝經・論語を兼ね學ばしめたこと等もすべて唐制のまゝであつて、我が國情によつて工夫改良を加へた跡は見出すことが出來ぬ。この唐制摸倣のことは當時の事情已むを得ぬところであらうけれども、我が國性國

情に十分に適合したものでないがために、小にしてはこれが實施に當つて種々の困難を生じ、學令の規定の實行が完全に行はれず、又實施の成績が意外に貧弱となり、又早くも規定の一部に改廢の工作を施さねばならぬが如き狀態にたち至り、又大にしては爾後數百年の政治上文化上に支那摸倣の特色を一段濃く色づける基因をなしたものと謂はねばならぬ。

大寶令學令には中央に於ける大學寮の外に諸國に於ける國學を規定してある。國學はその國に於ける國司郡司の子弟を教育する機關であつて、その教科內容は大學に準ずるものであつた。併し、國學は大學寮よりも尙實施の困難多く、大寶令發布より僅々二十二年を經過したる元正天皇の養老七年(皇紀一三八三)には、按察使の治める十數箇國(伊勢・遠江・常陸・美濃・武藏・越前・陸奥・丹波・出雲・播磨・備後・伊豫等)に限つて之を置くこととなつた。

これらの大學寮・國學の外に名門にして政治上の勢力を得んとするもの、或は學問を以て己の地位を高めんとするものは特にその同族の子弟を教育せんがために一種の教育機關を設置するに至つた。和氣廣世の弘文院(延暦年中創設)・藤原冬嗣の勸學院(弘仁十二年創設)・菅原淸公の文章院(弘仁年間創設)・僧空海の綜藝種智院(天長五年創設)・在原行平の奬學院(元慶五年創設)等がこれである。これらの中、空海の綜藝種智院のみは他と稍々趣を異にして、元來佛教弘通の目的のために設けたものであるが、空海が傑出せる碩學であつたために、佛學の外に儒學・經・史をも併せ授け、又大學・國學及び他の私學が官吏の子弟又は貴族同門の子弟を教育したのに反して、貴賤僧俗の別なく收容した。然し綜藝種智院以外の私學は悉く貴族たる同門一族の子弟を教育したものであり、その教育目的も前述の如きものであつたから、その教科內容も大學寮のそれが標準となつたことは疑ふべくもない。

平安朝に入つては大學寮の教科内容に多少の變改が行はれた。延暦七年に至つて、明經道に於て讀むべき經に春秋公羊傳及び春秋穀梁傳を各小經として加へた。また、延暦二十四年に新に紀傳道を設けて史學に關する研究を行はしめ、ついで仁明天皇の承和元年、紀傳道を廢して文章道に代へた。

新に春秋公羊傳及び同穀梁傳が明經道に加へられたことについて特に理由があつたか否かを詳に知ることは出來ないが、唐制に於てこの兩傳の春秋は經としてあげられてある所から推すと、特に必要なる理由のあつたためでなくして、唐制摸倣が主なる理由であつたものではないかと考へられる。又紀傳道に於ける史學研究は、時務・方略等の必要に應じて、直接に政治上の識見を養はんがためであつた。教材としては史記・漢書・後漢書並びに文選・白氏文集等を用ひた。

かくて大學寮は大寶令の整然たる規定にも拘らず、目覺ましき發展もなくして、やゝもすれば不振に傾き、時にはわづかにその餘喘を認めるに過ぎぬが如き有様であつたが、高倉天皇の治承元年の京洛の大火に類燒して、爾後更に衰色を深くしたのである。

所謂學校とも名づくべき機關に於ける教育は上述の如きものであるが、平安朝時代に於てもこれ以外に教育の事實が行はれなかつたものではない。大學寮・私學等に入るものも何等の準備や素養なくして直ちに經・史を學び得る筈はない。又官學・私學の門を潛るに至らぬ者の中にも何程かの文字文章の教育を受けた者があらう。當代の社會情勢よりして、一般庶民の間に教育の事實が普及してゐたとは考へられないが、上流貴族の間には學校以外の教育は當然行はれてゐたものである。それら學校以外の教育はいかやうに行はれてゐたか。

大學寮に入るべき貴族の子弟はその豫備的基礎的の教育として家庭に在つて讀書・習字等を修めた。概ね六七歳の頃に至れば孝經より始めて論語に及ぶ讀書を授けられた。或は千字文・蒙求等から始めることもあつたのである。習字は古い時代には如何なるものを試みたか詳かに知り得ないが、假名の製作のあつた後は先づ片假名を習ひ次いで平假名を習つた。假名習字の材料としては有名な「なにはづ」「あさかやま」をはじめ數種のものがある。

なにはつにさくやこのはなふゆこもりいまをはるへとさくやこのはな

（難波津に咲くやこの花冬こもり今を春べと咲くやこの花――萬葉集卷十六）

あさかやまかけさへみゆるやまのゐのあさきこころをわかおもはなくに

（淺香山影さへ見ゆる山の井の淺き心を我が思はなくに――傳王仁作）

これらは所謂續け書きと稱してこの一首の歌を首尾通ずるやうに一纒めに書いたものである。この外に所謂放ち書きと稱して一語又は數語或は一句宛を分別して書くこともあつた。その教材としては次の如きものが用ひられた。

あめ（天）　つち（地）　ほし（星）　そら（空）　やま（山）　かは（川）　みね（峯）　たに（谷）　くも（雲）　きり（霧）

むろ（室）　こけ（苔）　ひと（人）　いぬ（犬）　うへ（上）　すゑ（末）　ゆわ（硫黃）　さる（猿）　おふせよ（育ふせよ）

えのゑを（榎の枝を）　なれゐて（慣れゐて）

たゐにいて　なつむわれをそ　きみめすと　あさりおひゆく　やましろの　うちゑへるこら　もはほせよ　えふねかけぬ

（田井に出で　菜摘む我れをぞ　君召すと　求り追行く　山城の　打醉へる子等　藻は乾せよ　え船繫けぬ）

尙この外に進んでは朗詠集を習字の材料として用ひることもあつたのである。

これによつて見れば、當時に於ける習字は單に運筆を練習し筆蹟の上達の基礎を築くのみならず、文字を教へ語彙を教へ語句文章を知らしめるに與つて力あるものであつたと思はれる。この習字の教材は明治の小學讀本の首卷を想はしめるものがあつて、小學讀本が負はせられたと同様の役目を併せ果してゐたものと考へられる。殊にそれが假名よりはじめられたから、習字は純國語に教材を求めたことである。文字の傳來この方すべて漢字漢文に據つた我が國文化の上に、純國語が教育事實の上に參與するに至つた一つの現象とも見ることが出來て、頗る興味を感ぜしめるのである。

以上述べ來つたところを回顧するに、我が國に文字の傳來してより平安朝にいたるまでの教育に於て、廣く國語に關する教育及び教科内容は未だ隆昌の域に達してゐないのである。後進文化國の常として、優越なる文化に接觸するや摸倣追隨に急にして創造自立に轉ずるの暇がない。故に教育の事實にあらはれるものも多くは漢土の摸倣であり、漢土文化吸收に力を致した痕跡である。これは必然の理であつて誠に止むを得ない。併しまた歴史はかくして摸倣吸收したる他國文化が我が國の文化、又は固有の特質を助長し鮮明にした多くの事實をも示してゐる。國語について言つても、傳來した文字を使用して我が國の言語を記錄することに成功し、國史の編纂、古傳唱の輯錄は既に奈良朝に於て起り、また我が民族固有の文學を創作表現して一大民族詩集を殘すことにも成功した。平安朝に入つては傳來文字を換骨奪胎して特殊の文字を創案し、これによつて國語の自由なる表記法に成功し、これを驅使して自由に思想を表現して浩瀚優秀なる國文學を創作するに至つた。これら國語國文學上に於ける活動は目覺ましいものがあつて、我

が民族の優秀性を著しく發揮したものと謂はねばならぬ。この時に於ても尙時代の情勢は教育をして先進文化吸收に大部分の力を致さざるを得ざらしめた。その事實は前述の通りである。

抑も當時に於ける貴族男子の修養の標準は、禁祕抄に天子の學ぶべき藝能として、漢學・音樂・和歌・詩・書の五つをあげてあるのに徴して略推察せられるやうに、大部分の力を漢土文化の吸收に致すのであつた。大學に於ける教科は既に述べた如く漢土文化の傳習である。僅かに和歌の習練に直接國語に關するものがあるのみであつた。之に反して當時の女子の教養は音樂・和歌・書に重きを置いた。女子は普通には漢學に携はらないのである。但し當時の女流中には清紫兩女の如く漢學の造詣深きものもあつたが、多くは女文字と呼ばれる假名によつて、當時に於ける我が國語を宗としたものである。かの平安朝の國文學が特に女流の手によつて燦然として輝くに至つたのは、由來する所が深いと謂はねばならない。

第二　鎌倉・室町時代の國語教材

平安朝末期より鎌倉初期にかけては、我が國情の各方面に一大變化を來した時代である。單に政治上に於て貴族中心の王朝政治が將軍の幕府を中心とする武家政治に代つたのみではない。社會的には貴族全盛の期が既に去つて新興階級たる武士が擡頭し、宗教上には奈良平安に豪華を極めた漢土直輸入の六宗が漸く行き詰つて、法然・親鸞・日蓮の主唱する日本的新佛教が新に傳來したる禪宗と共に勢力を張り、文學方面には平安朝男子の漢詩文女子の假名文の外に、日本臭を帶びた漢文や、漢文脈を取入れた戰記文等の如き國文が次第に勢を得、言語に於ても記述すべき文章

語と日常使用する會話語に次第に懸隔を生ずるに至つた。その他神樂歌・催馬樂・朗詠等の優雅流麗なる歌謠に對して力に滿ちた謠曲の發生があり、雅樂に對して田樂・猿樂等が起つた。誠に日本文化の一大轉換期、日本文明の新生期といふべきであつた。この時期における教育、特に國語に關する教育は如何やうに行はれたであらうか。

先づ大寶令で定められた大學寮の消長は如何。既に記したやうに大學寮は平安朝末期たる高倉天皇の御宇、治承の大火に類燒して悉くその建物を失つた。併しこれを以て直ちに大學が全く亡びてしまつたと見るのは早計である。燒失後も大學寮の名稱、大學寮の職員名は殘つて、或るものは江戸時代の末まで續いてゐるのである。故に大學寮そのものが治承の大火によつて名實共に亡びたものではない。但し教育機關としての實際活動は微々たるもので、すでに鎌倉時代初期には本來の教育の實務は何等行はれてゐなかつたと思はれるのである。中央に於ける大學にして既に然り、況んや創設の當時よりさなきだに振はなかつた國學はこの期に於て尙教育の實績を擧げ得るものはなかつた。又平安朝に於て設けられた名門の私學も次第に衰へ、私學中最も勢力を張つた藤原氏の勸學院の如きも治承の罹災等の事もあり、室町初期に至つては全く教育の實績を示すことは出來なかつた。その他の私學の末路も推して知ることが出來る。かくて奈良・平安の時代に起された學校は鎌倉・室町に至つてはすべて衰頽し了つたものである。これは當然の運命であつて大學・國學はすべて官吏養成の爲めの學校であつたが、武家政治の世となつては中央・地方を通じて政治の衝に當る人は從來の貴族でなくして新興の武士である。武士には獨自の生活と修養の態度があつて、在來の如き學校を必要としない。この故に大學・國學は存續の意義をも當然喪失したものであつた。

加之、鎌倉幕府の創立に當つては、在來京都にあつた學者宿老の多くが關東に下つて新政府の政治に顧問となつた。

即ち明經家清原教隆・明法家中原親能・文章家大江廣元・算道家三善康信等はいづれも將軍上洛に際しその歸東に隨伴した。ために京都の學界は俄に寂寥を加へ、僅かに文章家菅原爲長が典故に通ずるを以て群を壓したのを外にしては、多くは實力を有せずして官職を汚す未熟の士が朝廷に位置を占めるに至つた。ために京都の學問は日に衰へざるを得なかつた。既に教育機關たる學校を失つた朝臣達は爾後室町時代に亙つて個人的に學問をする外はなかつたのである。これに加ふるに、武家政治の時代は朝廷は多く政治の圏外にあつて國家の大事に關することと少く、殊に鎌倉末期より吉野朝へ、應仁亂より群雄割據時代へと打續く戰亂のために朝臣の疲弊困窮は頗る甚だしきを加へ、糊口の資を得るに汲々として、思ひを學問に致す餘裕はなかつた。室町末期に於ては洛中に四書の素讀を教授する人もなきに至つたと傳へられてゐる程である。故にこの期に於ける京都を中心とした朝臣の學校教育としてあげるものはない。然しながら尙前代の餘習として漢學・音樂・和歌・習字・有職の學問に志し、又和歌・連歌の試作に携る人もあつたのであつて、それらは己の好尙と必要とに應じてそれ〴〵研學につとめたものである。和歌その他の藝能に於て所謂相傳・祕傳等特殊の教育様式の發生したのもこの時代である。

次にこの時代新に政治上の首腦者の地位にまで擡頭した武士の階級は如何。

鎌倉幕府に於ては必ずしも學問の必要を否定したものではない。殊に幕府創設にあたつては京都の碩學の多くが鎌倉に下つたために教を受ける機會にも惠まれたので、將軍の子弟をはじめ諸臣の子弟も學問に志した。「手習始」「讀書始」等の事も記録に見えてゐる。實朝は十二歳にして孝經を學び、賴經は四歳にして手習を始めたと傳へられてゐる。但武士の學問の特色は精神教育と武技の教育であり、又頗る實用主義的である。源實朝の歌道に於ける金槐集の

燦たる文學的光華の如きは一つの異例といふべきものであつて、多くは必要以上の學問は試みなかつたものである。從つて鎌倉武士には學校の特設といふことはなかつたが、中には自ら邸内に文庫を設けて書籍を藏し、又邸宅の一部に學問所を設置して研學讀書に便するが如き士もあつたのである。後世家屋建築に學問所の名稱が存したのも之に基く。また個人の文庫の最大の發達をしたものが、かの北條實時・顯時・貞顯によつて營まれた金澤文庫である。或は曾我物語によれば曾我十郎祐成の室に古今集・萬葉集等の歌集、源氏・伊勢等の數々の物語の草紙のあつたことが見える。これ亦當時の武士の學問に關心のあつたことを知る一證左である。

下つて吉野朝時代・室町時代に及ぶや、武士が天下の主宰者となつてより既に長年月を閲し、時に動亂はありながら武士の政治的勢力は擴大しその社會的地位は固定したがために、研學・修養の必要と餘裕とを生じて來たので、鎌倉初期に比して逐次高度の文化と學力とを有するに至つたものと考へられる。左に當時の武士が如何なるものを學習したかを知る二三の實例を示さう。

足利幕府の管領斯波義將(吉野朝時代の人)の撰した竹馬抄の中に、人の心得おくべき能について論じた節に、和歌・漢詩・管絃・連歌・音曲・蹴鞠・手跡・圍碁・象棊・雙六・弓箭・笠懸・犬追物をあげてゐる。また同書の中に「尋常しき人は、必ず光源氏の物語、清少納言が枕草子などを目とゞめて幾かへりも覺え侍るべきなり。何よりも人の振舞、心のよしあしのたゝずまひを敎へたるものなり。それにてをのづから心の有る人のさまも見知るなり。あなかしこ。」とも記してゐる。

又、一條兼良が將軍の所望に應じて撰した文明一統記の中には、「藝能を嗜み給ふべき事」として「弓馬の道はもと

より御家のことなれば申すに及ばず。其の外、歌道・蹴鞠・諸藝に至るまでも御好に從ふべし。鹿薗院殿は節會の内辨なども勤仕し給ひ、管絃・聲明の道までも嗜み給へり。それまでの事は御數寄のあまりなり。云々」とある。その他將軍義尙は古今傳授・論語・神書・國書・伊勢物語等を學んだといふ。

これらによつて見れば室町時代の武士の修養の一斑を窺知することが出來る。

次に武家の女子教育について一言しよう。鎌倉時代に於ても身分あり社會的地位の高い武家の妻女はそれ〴〵多少の學問を修めたのである。その教育内容は習字・和歌・音樂等であつた。又阿佛尼作の「乳母のふみ」（一名庭のをしへ）・作者未詳の「めのとのさうし」なども女子に讀まれて修身・婦道の教となり、文字文學の手引きともなつたものである。左に兩書の冒頭の一部を揭げよう。

乳母のふみ（一名庭のをしへ）

なにはのことのよしあしをも、おぼしめしわき候はんまでは、うきをもしのびすぐして御身をさらぬまもりにとこそ思ひまいらせ候ひつるに、をのが世々にもなりぬべく候事の、さやは契りしとおきふしなげかれ候に、御ふみ見候へば、いさめしものと見えさふらふこそあはれにおぼえ候へ……（群書類從本による）

めのとのさうし

昔より、女の心づかひ、身もちなどのこと、もろこし日のもとにも侍りつれども、中比は、女の心ばせ、おきふしたちゐまで、むげにしなくだり侍りしにより、たか松のによう院、紫式部などふかくなげき給ひて、上たる人は下

をあはれみ、下たるものは、かみにつかへ、家をおさめ、身をたて侍るべきことを、こまごまとかきとゞめたまひしなり。このことがきを御らんじて、御心をたしなみ給ふべし。……(群書類従本による)

また室町時代に於ける上流女子の教育も略〻鎌倉時代のそれに似通つたものであつた。一條兼良が將軍義政の夫人の爲めに書いた「小夜のねざめ」或は作者未詳の「身のかたみ」等には女子の學ぶべき諸道藝能より修身行狀等の指針となるべき事柄が記されてあつて、當時の女流教育の標準一斑を知ることが出來ると同時に、また當時の教育內容を窺ふに足る。兩書の冒頭の一節を左に引用する。

小夜のねざめ(一節)

唐國には多く春をあいし、我國の人は昔より秋に心をよする成べし。されば光源氏も、我身にしむる秋の夕風とながめ給へり。萬葉集より代々の歌にも、此二のあらそひ、未いづれと定がたし。霞める空に、花鳥のいまめかしう色なることは、わかき時のほこらしき心なれば、秋のうれへのみぞ老の夕は、げに忍がたく侍る。云々……(群書類従本による)

身のかたみ(一節)

それ人間のありさま、ぢやうみやうむそぢと侍るに、ことしもすぎ侍りぬ。あやなく年もくれゆけば、春のひかりをまちえつゝ、此春もやながらへんとそゞろに心ぼそく覺え侍るに、此頃となりては、うちたえ水などをさへ、見

いるゝことも侍らず。心ぐるしうなやみ侍るに、ぢやうみやうを過ぬれば、ことしかならずはかなうなるべきとしにこそはと心細く悲しくて、はかなうおひうちかけて、きやうよみをこなひなどしゐたるを、おさなうよりめしつかひける人の此の頃世にありつきてありけるが、夏のはじめつかたいできたり、つく〴〵と見侍りてうちなき、今更ことの外にもおとろへさせ給ふものかな、かくてはいかゞせさせ給ふべき、物にはかならずのちのくゐといふことの侍るなればくすしなどにも見せさせ給ひて、いかなる御心とだにしろしめせかし、云々……(群書類從本による)

これらのものを讀み且つ意味を知り得るものであつたとして見れば、當時の上流女子の學問の程度も相當見るべきもののあつたことが知られるのである。

旣に述べた如く當時の武士階級の爲めの敎育の場所は特設せられたものはなかつたので、男女に拘らず學習の方法としては師を聘するか、或は師の許へ參じて敎を受ける外はなかつたのである。

當時代はこの外に寺院に於ける敎育がある。寺院に於ける敎育の淵源は平安朝末期にあるが、鎌倉期に入つて一般の敎養の程度が低下し、學問が萎縮して振はなくなつたので、寺院に在る僧侶の學力はその時代に於て優越なる地位を占めるに至つた。鎌倉室町には所謂五山文學と呼ばれる寺院の學問の業績さへ殘された程である。ために寺院はその地方に於ける一種の文化の小中心となり、鎌倉時代を經て室町時代に入ると、寺院に於ける俗人の敎育が盛となつて、江戸時代に於ける寺子屋敎育の濫觴となるに至つた。寺院に於ける敎育はもとより經文・敎義に關するものもあつたが、その外に手習ひ・讀書・和歌等の如きものに及び、所謂往來物もこの期にあらはれて、俗人敎育の敎材とし

て用ひられるやうになつた。

寺院の俗人教育が發達すると、その影響は一般庶民の上に及ぶ。室町時代も末になると、武士は多年の戰爭に學問を顧る暇もなく、又爭亂に疲弊して自ら勢力を殺いで來た。そこに漸く一般庶民の擡頭の機會が招來せられる。事實室町末期は庶民が各方面に擡頭した時代であつた。庶民の擡頭には何程かの學問を要する。その學問教授の場所として寺院が俗人を迎へてゐる。そこで庶民の學問は相當の程度に盛となつたのである。

庶民の教育内容は範を武士に取つたものと見てよい。たゞ庶民には武技・政道に關する教養を必要としなかつただけである。故に讀み書き算用をはじめ和歌・連歌等を稽古し、讀み書きの教材としては各種の往來物をはじめとして進んでは四書・五經等の漢籍、萬葉・古今・源氏・伊勢の如き國文にまで及んでゐる。また庶民の使用するに便利なる假名が普及して假名の文章が多く用ひられるやうになつた。

以上、當時代の各階級の教育内容を通觀して注意すべきことは、所謂國語教材が種類に於てまた讀まれた程度に於て著るしく進んで來たことである。平安朝時代の教育内容としては、國語教材ともいふべきものは主として和歌に過ぎなかつたが、この時期には各階級を通じて男女共に相當の國語材料を學んでゐる。室町時代に出來た狂言記「文藏」の中に讀物として、庭訓往來・式狀(貞永式目)・古今集・萬葉集・伊勢物語・論語・朗詠集等の國語材料があげられてあり、また當時の記録・文學等にも屢〻四書五經に並べて、古今集・萬葉集・源氏物語・伊勢物語等の名が見える。その他前掲の各條にあげた教育内容中にも國語に關するものが必ず含まれてゐる。これは、奈良・平安朝を通じた多年の漢土摸倣時代を經過して、この時期に至つて日本精神の新生した時代思潮を反映してゐるものとも考へることが

出來るのである。

これら多くの國語教材中、この期特有のものは往來物である。この期にあらはれた往來物については高橋俊乘氏著「日本教育文化史」の中に適切な研究が示されてあるから、その要約をこゝに借用する。高橋氏によれば、この期の往來本を五つに分類する。

〔一〕最初の往來本（手紙の模範文となるもの）

明衡往來……藤原明衡撰、藤原賴通時代。　東山往來……淸水寺の僧定深撰、堀河天皇時代。

貴嶺問答……中山忠親撰、平氏時代。　釋氏往來……仁和寺守覺法親王撰、平氏時代。

〔二〕第二期の往來本（手紙文の模範と習字手本とを兼ねたもの）

十二月往來……傳菅公撰、院政時代のものか。　新十二月往來……傳九條良經撰、院政時代。

垂髪往來……建長五年の撰。

〔三〕第三期の往來本（消息文に用ひる短語短文を集めたもの）

消息詞……藤原爲長撰。　新札往來……素眼阿彌陀佛撰、康曆二年。

雜筆往來……室町時代初期の撰。　尺素往來……一條兼良撰。

常途往來

〔四〕第四期の往來本（十二月往來の型に常識的内容を盛つたもの）

異制庭訓往來……虎關師錬撰。　遊學往來……傳玄惠撰。

〔五〕第五期の往來本（室町時代に至り、手紙を教へるものと知識を教へるものとの二つに分れた）

1　單に手紙文を集めたもの　　十二月消息

2　消息用の短語句を集めたもの（此の項佐々木訂正）　　消息往來

3　知識を分科的に教へんとするもの　　富士野往來（歷史）　　喫茶往來（茶道）……玄惠法師撰。

蒙求臂鷹往來　　會席往來（連歌）

その他廣義の往來本に屬するもの　　實語敎（傳弘法大師撰）・童子敎・（傳安然和尚撰）・今川狀・古狀揃

これらの往來物の殆どすべては漢文若しくは漢語によつて成されたものである。尤も漢文とは言ひながら、鎌倉時代の吾妻鑑の文章に見るやうな國語訛の部分を含む漢文のものである。が要するに未だ假名交りの往來本は見ることが出來ないのである。尤もこれは往來物が消息の模範となるべき文字文章短語を敎へ、併せて各般の知識を知らしめんとするもので、その消息文は男子のものを基準とするが故に漢文漢語を用ひるに至つたもので、これは次の江戸時代に至つても大體同樣の傾向である。假名交りの往來物は主として女子のために特に撰したものに於て見ることが出來るのである。

こゝに以上に分類して揭げた往來物の中、各項について三四を例示しよう。但し該往來の全文を揭げることは紙面の都合上到底不可能であるからその一節を記すにとゞめる。

釋氏往來（一節）

韶光報後、喜氣多端、就中加ニ宗官長一、令レ奉ニ仕後七日法一云々、徳高者位尊、蓋此謂歟、抃悦之至、言辭難レ覃、某從ニ去年窮冬一參ニ籠靈寺一、是爲下果ニ宿願一積中薰修上也、但御出仕之間、威儀僧定多羅入歟、欲レ企ニ豫參一如何、且又在ニ禪命一、稽顙敬白

正月四日　　某

進上　大夫僧都　御房

十二月往來（一節）

三春迎レ節、一天多レ樂、就中我君德化遙載ニ八埏一、人臣之勤節彌仰ニ有道一、幸甚々々、抑元日節會每事嚴重、內辨左相府外辨右相府濟々焉、左右相之礪ニ衣衫一已儼、內辨外辨之禮儀、十六族之嗚ニ冠佩一、不レ異ニ八元八愷之蹤跡一、公務之中興人以爲ニ美談一、老情難レ抑之間、粗述ニ鄙懷一耳、謹言、

正月三日　　權大納言

謹上　太宰權帥殿

遊學往來（一節）

新春御慶賀、仰ニ朔日一向ニ其御方一最前申籠候畢、然者繕ニ佛法一惠命、眞俗二諦之御繁昌之條、誠幸甚幸甚、抑迎ニ立春比一、爲ニ諸神法樂一、一萬句之連歌可ニ興行一之由、當時兒童若輩等令ニ評議一候畢、以ニ必定日一可レ申ニ案內一候、相構闇ニ諸事一、可レ有ニ御催一者也、夫詩者漢家態、歌者本朝之才、連歌者雖ニ近代藝一、而洛陽夷狄之貴賤多翫レ之、故以ニ此態一令レ値ニ遇於佛神一、而雖レ欲レ祈ニ當來之證果一、未レ知ニ當世之法一、願新式目錄示給者、兼日事之次第、可レ令ニ存知一

候、諸事雖レ多、難レ盡二紙面一而已、恐惶謹言

正月十日　　　　　　　　　　　　　　　　律師明尊

謹上　御室戸寺部都維那　御房

以上を以て、この時代の教育及び國語教材の概略を摘記したのであるが、最後にこの時代唯一の學校たる足利學校について一言して、この項を結びたい。

足利學校は下野國足利にあつた一般の教育所である。その創設については、或は大寶令の國學の遺制であるといひ、或は小野篁の創立に係るといひ、或は足利義兼の設置する所といはれてゐるがいづれも確證を有しないのである。その内容の整ひ學校の形となつたのは永享十一年上杉憲實の改革以後のことである。卽ち憲實は領邑を寄附し、書籍を購入し、鎌倉の圓覺寺より僧快元を聘して庠主となし學徒を教育せしめた。爾後代々圓覺寺より庠主を聘する例となつた。こゝは戰亂の世にあつてもよく戰禍を免れて存續し、その盛時には廣く各國より學徒集まり、遠く九州よりはるばる來り學ぶものもあつた。足利學校の最盛時は第七世の庠主九華の時代であつたが、九華は在職三十四年間に三千の學徒を教授したといふ。

足利學校の教科は、庠主は佛徒なるにも拘らず佛書は講ぜざる規定であつて、古註蒙求・集註千字文・胡曾詩註・四書・六經・列子・莊子・老子・史記・文選等を講じた。純粹の漢學であつて、蓋し平安朝官學の餘習と、當時の學徒たる五山の僧の學殖一般の反映との結果と見るべきであらう。

第三　江戸時代の國語教材

江戸時代に於ける教育の全貌を摘記する。先づ幕府並びに德川一門の關與した教育事實について見よう。

德川家康の好學の念の盛であつたこと、藤原惺窩・林羅山等の獻策を用ひて文運進歩の基礎を築いたこと等はこゝに喋々する必要はない。慶長六年早くも伏見に學舍を設けたことも亦人のよく知る所である。元龜・天正以來打續いて動く干戈のために、文化の闇黑時代を現出してゐた反動として、少しく世の秩序が恢復に向ふと、再び文運進歩の曙光が見える。それがこの時期に於ては古書の複刻の姿に於いてあらはれた。後陽成天皇の文祿三年木活字の勅版孝經、慶長年間の慶長勅版(勸學文・錦繡段・日本書紀神代卷・四書・孝經・職原抄・長恨歌・琵琶行等)、慶長四年より十一年に亙る家康の伏見版(孔子家語・三略・六韜・貞觀政要・東鑑・周易・七書)、家康の駿府版(大藏一覽・群書治要)、天和元年將軍綱吉の命によりて成つた道春點本(四書・五經・小學等の訓點を正して刊行す)等はこれである。

續いて代々の將軍も多くは意を文教に留め、或は學校を設け、學者を聘し、或は學統を統一し、學問を奬勵する等の政策を持したために、好學の風は蔚然として全國に漲り、教育の事實は隨所に充實するに至つた。幕府がはじめこれを援助し、後遂に純粹の幕府の官學たらしめた昌平坂學問所をはじめとして、長崎・甲府・佐渡・駿府・伊勢・日光等の諸地方に官學を設置した。

昌平坂學問所の教科內容は時代によつて稍異る。これが林氏の私塾として未だ上野忍岡の地にあり弘文院と稱してゐた頃は、經科・史科・和學科・文科・史科等に分れてゐたが、後寛政年間全く幕府の學校となつた後は專ら漢學特

に朱子學を教授し實務の人物を養成することを目的とした。その教科内容も四書・五經・小學等の講述であつた。地方に於ける幕府設立の官學も大體範を昌平坂學問所に求めたものであるから教科内容も大部分漢學であつた。その他江戸の地に設けられた幕府の學校は前後を通じて、和學講談所・醫學館・開成所・陸軍所・海軍所等の數校がある。これらは一般普通の教育を行ふ場所ではなくて、それぞれ專門特殊の教育を施す場所であつた。たゞこの中に於て和學講談所のみは國語教育上から頗る注意すべきものであつた。

和學講談所ははじめ寛政五年塙保己一が麹町六番町にこれを創始し、國學を講じ、併せて國學に關する書籍記錄の調査並びに編纂に當つたものである。幕府はこれに地所を與へ、塙氏を學頭とし、林大學頭を總裁たらしめた。その上この講談所維持の爲めに江戸府内數ヶ町より上る年貢(後には七百兩)を給した。これが學校の體裁を整へたのは文久二年以後である。教科内容は國史・律令・武家故實・文章・和歌であつて、當時の學校が漢文漢籍を中心としたのに反して、こゝのみは純國語國書に據つたのは頗る異色の存するものと謂はねばならぬ。この教科内容の特色は、塙氏の畢世の大事業たる群書類從の編纂と共に、我が國の文化の上に、我が國語研究・國語教育の上に、實に偉大なる貢獻をなしたものと謂ふべきである。和學講談所は明治元年に至つて廢止した。

德川一門の中、學問に大なる寄與をなしたものは尾張德川家の書籍蒐集と、水戸德川家の修史事業とである。これらの事實については玆に事新らしく記す必要はない。これらが我が國の文化の上に、又國文國語の研究の上に齎らした福音は莫大なものがあつた。

泰平隆昌の世は單に學問の事を幕府及び德川一門の手にのみ委ねてはおかない。全國に漲る好學・求知の勢は、こ

こに藩學・私塾・寺子屋等の發達を促した。

封建三百諸侯は各々その藩士を教育するために學校を設けた。寛永十八年池田光政の花畠教場を魁として續々諸藩に設置され、日本教育史資料によればこの時代の藩學總數は二百二十三校の多きに上つてゐる。藩學に於ける教育は實用的見地より文武を講習したもので、範を昌平坂學問所に求めた。ために文は儒學殊に朱子學であつて、純粋の國語に關する教科は重んぜられるに至らなかつた。

藩學の外に各地の學者が設けた私塾がある。日本教育史資料によれば江戸時代を通じて私塾の數は千百四十の多きに上る。この中には松永遐年の講習堂（京都）・伊藤仁齋の堀河學校（京都）・菅茶山の廉塾（備後）・廣瀬淡窓の咸宜園（豐後）・吉田松陰の松下村塾（長門）等の如き有名なものがある。これらの私塾に於ける教育内容も殆どすべて漢學であつて、純粹の國語教材の用ひられるものは僅かに過ぎなかつた。

以上幕府の官學、各藩の藩學、碩學の私塾等當時の特權階級たる武士或は上流子弟の教育機關に於て主として課したところは漢學であつた。併しながら當時の武士階級上流階級が單に漢學の素養を有する以外には學問藝能がなかつたかといふと必ずしもさうでない。和歌・連歌・俳諧の嗜み、和文・雅文・國史等に關する修養に心掛けるものは少くなかつた。殊に契沖・長流・春滿・眞淵・宣長等の國學の唱道、水戸の國史編纂、山陽の日本外史修史等の事のあつた時代であつて、漢學の外にこれら我が固有の文化に全然沒交渉たり得なかつた。されば武士の階級と雖も國語・國史等に關する修養を全く顧みなかつたわけではない。貝原益軒の家訓の中にも武士の文藝を學ぶべきことに言及し、和歌の道、本朝の故實典故等も次第に修めよと諭してゐる。かの山鹿素行は神道・和歌・有職・物語等を學び、

自ら源氏物語・萬葉集・伊勢物語・三代集に註を加へたと傳へられる。又この時代に於て國學者として歌人として業績をあげ名聲を博したものの中、武門出身の人も少くない。田安宗武・松平定信の德川一門の重要人物であつて、しかも國文學上に功績のあつたことは人のよく知る所であるが、その他安藤爲章・伊勢貞丈・小澤蘆庵・伴信友・足代弘訓・中島廣足・屋代弘賢等もいづれも士分の出である。これらによつて、當時の武士が、決して國學に無關心でなかつたことを知り得るのである。

さあれ江戸時代に於ける文化の華・敎育の粹は寧ろ庶民の階級にある。室町時代末期既に擡頭の氣勢を示した庶民階級は、元和偃武以來打續く泰平に、安んじて生業に從事することが出來、中央集權的封建制度によつて全國的に秩序が保たれ、三都の殷盛、城下町の發達、全國を範圍とする物資の賣買交易等のために、庶民階級は著るしく富力を增大した。政治上にこそ大なる權力を有しないが、經濟的・日常生活上には支配階級たる武士と雖も容易に左右することの出來ぬ實力を有するに至つた。庶民の生活の安定は直ちに敎育の上にあらはれる。かくして江戸時代の庶民敎育は未だ曾て見る事の出來なかつた豪華の姿を展開するに至つた。

江戸幕府の當路者は庶民の敎育については大體に於て無關心の態度をとつてゐて、積極的に奬勵する等の事は殆ど無かつたのである。各藩に於ても一二の例外を除いては特に奬勵扶助することは無かつた。寺子屋はかくて全く私人の經營によつて、庶民の敎育のために發達したものである。寺子屋の起源は室町時代の末期の寺院の一般敎育に端を發して、この時代に入つては寺院の外に俗人の經營するものが頗る多くなつて來た。日本敎育史資料によれば寺子屋の總數は一五五四六とあり、乙竹博士の日本庶民敎育史によれば江戸時代に設けられた寺子屋の中開業年度の明かな

ものは一一六一五とある。庶民教育機關の目覺ましき擴張であり、庶民教育の著しき普及進歩の姿である。

寺子屋の規模内容等は千差萬別であるが、大體に於て傾向を同じくするものは、その教科内容について言へば讀書・習字・及び算術である。その教材として如何なるものを用ひたかは日本庶民教育史に詳細なる研究の結果が報ぜられてある。こゝにはその一部を借用して示すこととする。

寺子屋に於ける習字の教材は日本庶民教育史によれば七百三十八種の多きに及んでゐる。その中、全國に亙つて比較的多くの寺子屋に於て用ひられたものをあげると次の如くである。

〔一〕全國七地方(關東・奥羽・中部・近畿・中國・四國・九州)に亙つて行はれたもの。

いろは歌・村名・名頭・商賣往來・國盡・書翰文・庭訓往來・人名 數字・消息往來・千字文・郡名・假名手本・諸證文・片假名・百姓往來・實語教・今川状・干支・祝儀香典・進上物全書・童子教・町盡・苗字盡・唐詩選・家名・女大學・萬葉假名・江戸往來・都往來・風月往來・近道子寶・百人一首。

〔二〕全國中六地方に亙つて行はれたもの。

諸職往來・端手本・屋號・農業往來・寺子教・訓書・女今川・源氏名寄・古文眞寶。

〔三〕全國中五地方に亙つて行はれたもの。

東海道往來・用文章・辨慶状・世話千字文・腰越状・百官名・熊谷状・曾我状・奉公人請状・御成敗式目・手習教訓書。

次に、寺子屋に於ける讀書の教材は、同じく日本庶民教育史によれば、これ亦總數六百五十二種の多きに上つてゐる。就中多く讀まれたものは次の諸書である。

〔一〕全國七地方に亙つて行はれたもの。

實語教・庭訓往來・四書・商賣往來・童子教・今川狀・大學・論語・中庸・孟子・孝經・女大學・百人一首・女今川・名頭・唐詩選・古狀揃・町村名盡・日本外史・十八史略・小學・消息往來・三字經・百姓往來・國史略・御成敗式目・古文眞寶・史記・易經。

〔二〕全國中六地方に亙つて行はれたもの。

五經・文選・腰越狀・春秋左氏傳・書翰文・寺子教訓書・曾我狀・熊谷狀・詩經・蒙求・江戸往來・子供早學問。

〔三〕全國中五地方に亙つて行はれたもの。

國盡・千字文・辨慶狀・近道子寶・文章規範・女小學・農業往來・經盛返狀・小手本・寺子制誨之式目・大阪狀・女中庸・單語篇・通鑑・女實語教・女孝經。

以上によつて見ると習字の教材は大部分本朝のもので、假名及び實用の漢字、日常生活に必要なる單語・短文・消息文等であり、極めて稀に漢詩文が行はれたことが知られる。讀書の教材に至つては稍趣を異にして、實用を主としたる往來物が多數であるが、國史・故實・制度に關するもの及び漢文漢籍にまで及んでゐる。また女子のために特に撰せられた往來物教訓書のあらはれてゐることが知られる。またこれらの教材中、すでに室町時代に製作せられ使用せられて當代に及んだものの少くないことも注目に價するのである。

高橋俊乘氏著日本教育文化史によれば、當代に行はれた往來物は、往來と名のつくもののみで五百を越すとある。左に同著に載せられた往來物の分類を轉載する。

〔一〕手紙專門のもの。風月往來・知古往來・はつれ往來・年中往來（以上十二月往來の形式）、文章双魚・何々用文章（以上十二月

往來の形式以外)、消息往來・文章往來・漢語往來(以上手紙の語句)。

〔二〕知識的内容のもの。(イ)地理的のもの―駿府往來・江戸往來・龍田詣・日本往來・洛陽往來・攝河往來・都名所往來・海津往來・隅田川往來・東海道往來・新撰大和往來・中仙道往來・松島往來・箱館往來、(ロ)實業的のもの―商賣往來・諸職往來・農業往來・百姓往來・大工番匠往來・問屋往來・本屋往來・萬作往來・養蠶往來・地方往來・諸國名物往來・江戸名物往來・呉服往來、(ハ)教訓的のもの―金平往來・謹身往來・孝行往來・養育往來、(ニ)歴史的のもの―太平記忠臣往來・天神御一代往來・弓勢爲朝往來、(ホ)女子用のもの―女今川・女大學・女實語教・女庭訓往來。

左に當時代の寺子屋に於て行はれた讀書・習字の教材の二三の例をあげる。各々その冒頭の一部を示すにとゞめる。

實語教(一節)

山高故不レ貴　以レ有レ樹爲レ貴　人肥故不レ貴　以レ有レ智爲レ貴　富是一生財　身滅即共滅　智是萬代財　命終即隨行　玉不レ磨無レ光　無レ光爲二石瓦一　人不レ學無レ智　無レ智爲二愚人一……

童子教(一節)

夫貴人前居　顯露不レ得レ立　遇二道路一跪過　有二召事一敬承　兩手當レ胸向　愼不レ顧二左右一　不レ問者不レ答　有レ仰者謹聞……

曾我状

今月二十八日之夜、於二富士野之狩場一、曾我十郎祐成、同五郎時致、巧二謀叛一、押二寄御所之御陣一、殺二害伊豆國住人

工藤左衛門祐經、備前國住人吉備宮王藤内ニ云々、甚以奇怪之次第也、仍被㆔誅㆓戮其身㆒訖、然ルニ舍兄小次郎、舍弟禪師房同心之由、有㆓其聞㆒、不㆑廻㆓時日㆒、可㆑被㆓召進㆒之由候也、依而執達如㆑件

建久四年五月晦日　　梶原景時

曾我太郎殿

商賣往來（一節）

凡商賣持扱文字、員數、取遣之日記、證文、注文、請取、質入、算用帳、目錄、仕切之覺也、先兩替之金子、大判、小判、一歩、二朱、金者位品多、所謂南鐐、上銀、子丁、豆板、灰吹等、考㆓贋與本手㆒、貫目分厘毛拂迄、以㆓天秤分銅㆒、無㆓相違㆒割符可㆑令㆓賣買㆒也、……

謹身往來（一節）

抑教之有增者、人々可㆑有㆓心得㆒事、先以四海波靜ニシテ治ル目出度御代、日夜朝暮、三綱五常之道行ハル、國民安寧五穀豐饒之御政不㆑淺、春夏秋冬、戴㆓寒暖陰晴雨露風霜之惠㆒、至㆓山林竹木萬花千草㆒迄、不㆑違㆓其時㆒、遊㆑軒鷄唱㆓國土之泰平㆒、繞㆑舍燕雀囀㆓吉辰之慶賀㆒、況於人民㆒乎。……

東海道往來（一節）

都路は、五十次餘りに三つの宿、時えて咲くや江戸の花、波しづかなる品川や、頓て越へ來る川崎の、軒端ならぶる神奈川は、はや程ケ谷のほどもなく、昏れて戸塚に宿るらん、紫匂ふ藤澤の、野も世に續く平塚も、元の哀れは大磯歟、蛙鳴くなる小田原は、箱根を越えて伊豆の海……

名　頭（一節）

源　平　藤　橘　孫　彦　萬　福　長　半　吉　銀　金　梅　松　竹　鶴　龜　清　政　甚　忠　林　喜　治　武

仁　傳　才……

國　盡（一節）

五畿内　山城、大和、河内、和泉、攝津、

東海道　伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸

東山道　近江、美濃、飛驒……

女大學（一節）

一、夫女子は、成長して他人の家へ行、舅姑に仕ふるものなれば、男子よりも、親の教忽にすべからず、父母寵愛して恣に育てぬれば、夫の家に行て、心氣隨にて夫に疎まれ、又は舅の教正しければ、堪難く思ひ、舅を恨み誹り、中惡く成て、終に追出され恥を曝す。女子の父母、我訓なき事を謂ずして、舅夫の惡きことのみ思ふは誤なり。是みな女子の親の教なきなり。……

女寶語教（一節）

品勝れたるが故に貴からず　心たゞしきを以貴しとす　容姝しきが故に貴からず

才あるを以よしとす　富はこれ生けるうちのたから　身まかるときは別退く

智慧はこれ萬代の寶　命終るときは魂にしたがふ……

第四　明治以後の國語教材「國定以前の小學讀本」

明治維新の大事業は政治・社會・文化の各方面に亙つて驚くべき速度と迫力とを以て進展した。比較的進展の足並みの緩かであるべき教育方面にも意外に早く改革の曙光が輝いた。舊幕時代の庶民教育機關たる寺子屋は維新と共に急激に凋落の途を辿つた。これに代るべきものは小學校である。我が國最初の小學校として明治元年十二月に設置された沼津兵學校附屬の小學校をあげる人がある。翌明治二年五月には京都府に於て小學校が開設された。教育行政の元締たる文部省は明治四年に設けられ、翌五年には新興日本の將來を荷擔すべき國民の教育に關して學制が頒布された。尤もこれに先だつてすでに明治三年に小學規則なるものが規定せられ、兒童は八歳に至つて小學に學ぶことを許され、小學に於ては教科として句讀（素讀）・習字・算術・語學・地理學・五科大意を教授することが示されてあつた。學制は「邑に不學の戸なく、學に不學の人なからんことを期し」て、全國を八大學區二百五十六中學區五萬三千七百六十小學區に分ち各區にそれぞれの學校一校を設立するといふ丰大にして整然たる教育體系の樹立であつた。新生せる我が國教育はこゝに潑溂たる進展を始めようとしてゐる。こゝに於て教育の事功を完うするために先づ必要なる教師の養成と教科書の制定とが焦眉の急となり、前者に於ては舊昌平坂學問所の地に東京師範學校を設け、續いて全國樞要の地に官立師範學校をおいた。後者に於いては明治四年文部省內に圖書編纂寮を置き、教科用圖書に關する研究調査をなさしめ、明治六年に至つて教科用圖書目錄の刊行を見るに至つた。爾後、教育令・學校令をはじめとして各種の教育法規の設定と、各種の教育理論及び方法の研究と、教育諸施設の充實、その他各方面に於ける教育事相の

整備發展によつて、明治以後の我が教育は有史以來未曾有の燦然たる光華を發揮したのである。

小學校に於ける國語教科書は明治六年文部省編纂にかゝるものが公にせられたのをはじめとして、爾後多種多様のものが續々刊行せられた。明治六年文部省圖書編纂寮を廢して、新に省内に編纂課が設けられ、十三年に至つて編輯局に改められた。これらの機關によつて編まれた國語讀本は廣く小學校に行はれたが、同時に又民間編纂の讀本もあらはれて、これ亦教科書として小學校に用ひられたのである。これがために、明治十九年に至り文部省は教科用圖書檢定條令を發布して、小學校用教科書は文部大臣の檢定を要する定めとしたのである。かくして檢定條令の發布により、檢定を經たる讀本は教科書として公に認められるに至つたが故に、明治二十年以後は民間編纂にかゝる國語讀本は益々盛に發刊されるに至つた。教科書の採定ははじめは地方長官の權限に屬してゐたが、後これを審査委員會に屬せしめる事に變更された。審査委員會の組織は概ね府縣官吏一名、府縣參事會員二名、尋常師範學校長及教員二名、小學校教員三名乃至五名とし、後には尋常中學校長又は地方視學等もこれに加はることとなり、これらは府縣知事によつて任命せられる定めであつた。故に小學校に於ける教科書は各府縣を單位として各々異り、全國を通じて同一種のものの行はれる制度ではなかつたのである。よつて教科書にも各府縣に限つて採定すべき特殊のものが編まれた結果、その種類は極めて多數に上つたのである。かく教科書の多數刊行と、その採定權が府縣審査委員會の手に在ることにより、教科書出版書肆間の販路擴張競爭となり、ために所謂教科書事件の不祥事も惹起するに至つたのである。かやうな事情にあつたがために、こゝ學制頒布後より國定讀本に至るまで、全國小學校に於て正教科書として使用せられた讀本は幾許の種類に及んだか正確に數へ知るを得ないのである。各地方に於て特に編輯したものを除き、比較

的全國に亙つて多く用ひられたと思料される有力なもののみを擧げても左の如き多數に上るのである。

〔發刊年次〕	〔教科書名〕	〔編纂者〕
明治六年	小學讀本	文部省
明治七年	小學入門	文部省
同	小學讀本	文部省
明治十五年	小學讀本	日下部三之介
明治十六年	初等科讀本	原亮策
明治十七年	新編讀本	稻垣千穎
同	第一讀本	安積五郎
明治十九年	讀書入門	文部省
同	讀方書	塚原苔園
同	日本讀本	新保磐次
明治二十年	尋常小學讀本	文部省
同	尋常小學讀本	辻敬之 西村正三
明治二十年	新撰小學讀本	育英舍
明治二十五年	小學國文讀本	山縣悌三郎
同	單級小學 尋常日本讀本	渡邊政吉
明治二十六年	新撰小學讀本	日下部三之介
同	尋常小學新讀本	田中登作
同	新撰尋常日本讀本	金港堂
明治二十七年	尋常小學 新體讀本	金港堂
明治三十一年	新編尋常讀本	教育研究所
明治三十二年	讀本	坪內雄藏
明治三十三年	小學國語讀本	不明

右は東京文理科大學圖書館所藏本及び二瓶一次編「大日本小學教科書總覽讀本篇」所收のものに據る。

かゝる多種多様の教科書が各地方に區々として行はれてゐるといふ現象は小學校の教育を義務教育としてゐる我が國に於て、國策上・國語政策上妥當を缺くものであることに着眼する人も次第にあらはれて來て、小學校の教科書は

宜しく國費を以て政府の機關に於て編纂すべきであるとの議論が有力となつて來た。而して遂に明治二十九年の帝國議會に於て、小學校教科書國費編纂の件は貴族院の議事に上程せられるに至つた。續いて三十年再び貴族院に、三十二年には衆議院に上程され、教科書の國定は重要なる國策上の問題となつた。加ふるに前述の教科書事件は三十四年頃頻に摘發せられ、教科書國定の氣運を側面より促進した。かくて明治三十七年、文部省編纂にかゝる國定教科書たる尋常小學讀本は一齊に全國小學校に使用せられ、民間編纂の各種讀本は三十年に亙る長き歴史と多くの功罪とを遺して、こゝにその姿を沒するに至つたのである。

上述の如き多數の讀本についてその特質を辯じ、その進化の跡を明かにすることは容易のわざでなく、且つ限られた紙面に於て盡すことの困難な問題である。よつてこゝには特にそれら讀本中の有力なもの數種について、次を逐うて進展し來つた跡を辿り、且つ後の國定讀本の組織內容の淵源するところを檢討して見たいと思ふ。

〔一〕 明治六年發行「小學讀本」――文部省編。文部省が小學校の教科書として公刊した最初のもので、師範學校の藏版にかゝる。卷一より卷六に至る六冊から成る。試みに卷一冒頭の教材をあげると次の如きものである。

第一回

凡世界に、住居する人に、五種あり○亞細亞人種○歐羅巴人種○メレイ人種○亞弗利加人種なり○日本人は亞細亞人種の中なり、

人の稽古に、種々ありといへども、先づ書を讀み字を寫し物を數ふることを學ぶを、第一の務めとす○幼稚のときは必ず學校に行きて、稽古をなすべし○學校に到りては何事も師匠の敎へに順ひて只管に勉強すべし、

何事を學ぶにも出精するを第一とす○出精せされば多くの事を覺ゆることなし、……(以下略)

第二回

我等は、河の中に、行かんと欲す、○我等の此の河の中に入るを見よ、○私は、汝と共に、此中へ入らんと欲す、○汝も好むことあらば、此中へ行くべし、○我等は、此中へ、入ることを得るや、○汝は今深水に、入らんと欲するや、○汝は、出づることを得べきや、○今汝は濕ふたり、○遠く、渉るべからず、○陸へ上りて、乾すべし、○今汝は、この小舟に、乘らんと欲するや、○汝は、この小舟の、動くを見よ、○小舟に乘りて、走るべからず。

……(以下略)

この讀本の組織は、卷一・卷二に於ては兒童の日常生活中より材料を採つて單文短句を學ばしめ、卷三は修身實踐の道德を說くを主とし、卷四は天文・理化の教材を以て充たし、卷五は和漢洋の歴史上の人物の傳記・逸話を材料とし、卷六は人體生理・動物に關する教材を以て滿たすといふ態度である。文章は卷一の冐頭より漢文調の文語文か或は歐文直譯體で、使用する文字は漢字・平假名・片假名である。挿畫を多くして理解と興味とを助けてゐる。

かくの如くこの讀本は文章に於て又内容に於て小學讀本としては著るしく程度の高いものであるが、當時の小學校に於ては、下等小學校にあつて既に孝經・大學・中庸・論語等を授けた實情からすれば、特に難きに失するものではなかつたと思はれる。當時の小學校には同一年級に收容せられた兒童に年齡の差が甚だしく、劃一的ではなかつたのであるが、この讀本を手にした兒童の多くは十歳前後の少年である。彼等少年が教師の範誦に隨つてこの讀本を齊唱し、所謂素讀の習練を行つた狀を想像し、現代小學一年生の讀方教授と對比する時、轉々奇異なる對照を感ぜずには

居られないのである。

〔二〕明治七年發行「小學讀本」――文部省編。これは前年發行のものに比して一段の進步を示してゐる。編纂は當時の國學者榊原芳野の手に成つたものである。その卷一の組織は先づ平假名をいろは順に清濁合計六十七字をあげ、各字を頭字に置く名詞各〻一箇を揭出して、これに簡單なる說明の文章を附したものである。而して補ふにその名詞のあらはす事物の挿畫を以てしてゐる。平假名についで五十音圖の順序に片假名三十七字をあげ、平假名に於けると同樣の形式を踏んで一卷を形成してゐる。例へば次の如くである。

い　第一　家

人の住所の總名なり」柱、梁、桁、榱等を具へて作る」又屋根に瓦葺、草葺有り」其明を引く處を窓といひ」出入る處を門といふ

ア　第一　綾

綾は絹類の名にして、之を織出せる物なり」又紗綾あり、其文を紗綾形といふ」綾子は滑にして光りあるものをいふ、皆綾の類なり。

この讀本にいろは並に五十音の順序を用ひたことは初步の兒童に兩體の假名を教授せんがための考慮からでないことは、その本文に用ひられた假名及び漢字を見て容易に知り得る所である。いろは並に五十音はたゞ教材排列の次序に利用し、又兒童既知のいろは及び五十音を利用することによつて、例へばいろはカルタ等に於けると同樣の興味を與へることを念じたものに過ぎないと思はれる。たゞ文章は國學者の手に成つただけあつて、純粹に當時の記述に於

て用ひられた國語の文體・用語に從つてゐる。これは前年出版のものに比してはるかに卓見と謂ふべきである。

〔三〕 明治七年發行「小學入門」――文部省編。以上二種の讀本が小學兒童の學習に困難なものであつたことは明治七年十月に刊行せられた小學入門によつても知ることが出來る。小學入門の題言に

> 學制ノ新ニ定マリシヨリ中小學ノ教則漸ク備ハレリ而シテ兒童ノ初歩ヲ教ルハ先ツ紙牌ニ大書シタル所ノ文字ヲ指示シテ之ヲ授ルヲ法トス然レトモ其紙牌タル大ニシテ出入提携ニ便ナラス又人々ノ購求シ易カラサルヲ以テ家庭ノ訓導或ハ未タ備ハラス温習モ亦竟ニ闕如ニ至ランコトヲ恐ル故ニ今此ノ書ヲ編成シテ家ニ教ヘサルノ父ナク戸ニ習ハサルノ童ナカラシメンコトヲ欲ス是其專ラ輕便ヲ主トスル所以ナリ

とある。これによれば當時初歩の教授には文字その他を記した大形の掛圖風の教辨物を用ひたものであつて、その教辨物の取扱上及び購求上の不便を除かんがために出來たものがこの「小學入門」であることがわかる。

「小學入門」は先づ四十七字と題して平假名のいろはを、五十音と題して片假名の五十音及び濁音を、次清音の題下にそれぞれ片假名の文字を示し、進んで數字・算用數字・羅馬數字及び加算九九の圖、乘算九九の圖をあげてゐる。次に單語圖第一及第二と題し、イ及びヰ、エ及びヱ、オ及びヲ、を頭字に持つ單語、又イ・ヒ（イと發音す）及びヰ・エ及びヘ（エと發音す）、ワ及びハ（ワと發音す）、ヲ及びホ（ヲと發音す）ジ及びヂ、ズ及びヅの音を含む單語を各々對照的に漢字にて示し、各々の挿畫を添へたものに進む。こゝに於ては紛れ易き發音及び假名遣の習練を行ふことを主としたものと思はれる。更に第三より第八に至る單語圖があつて、各單語をあらはす繪に添へて漢字でその名を記してある。次いで第一より第十にいたる連語圖があり、漢字を以て成る熟語をあげ、その熟語に關係ある短文が記され

てある。この「小學入門」は兒童に對する難易の點よりいへば多分の批評の餘地を存するものであるが、初學者に對する言語及び文字教育の入門としては確かに一新機軸を出したものであつて、爾後久しきに亙る讀本の首卷は概ねこの入門の趣旨及び組織を基礎として成つたものである。

〔四〕 明治十五年發行「小學讀本」――日下部三之介編。その他の讀本。明治七年發行の文部省編「小學入門」は初學年に於ける教材と教法とに對する一大指道標であつた。明治十五年發行、日下部三之介編「小學讀本」の如きは概ねこの「入門」の精神に倣つたもので、首卷に於ては、先づ兩體の假名をあげ、ついでその假名を頭字とする單語を繪入りにて示し、次に單語・單句と題して假名を主とする語・句及び短文をあげてゐる。文章は分別書法により、句讀點は附してない。首卷に於て七十餘の漢字をあげてある。續いて卷一・卷二と漸次に程度を高め、卷三に至つて分別書法を廢して連續書法を採り、假名は平假名片假名を併用する外に變體假名をも交へてゐる。卷四・五に至つては教材の範圍を多方面に求め、修身・地理・歴史・理科に關する教材等を適宜に排列してある。又書翰文の教材には行書草書體の文字を用ひ、習字の材料をも兼ねてゐる。又特に目立つのは挿畫の進歩で、畫風に西洋畫の手法を取入れ頗る體裁よく好感を與へるもので、これは第一回國定讀本のもの等に比してもはるかにすぐれたものであつた。

爾後明治十年代に發刊された讀本は大體に於てこれと大同小異のものであるが、中に就いて稻垣千穎撰新編讀本の如く獨自の組織に據つたものもある。

新編讀本はその第一卷に於て、單語の揭出を文法上の分類に基き、形狀言・作用言・のをはにへてとも・未來・現在・過去・命令・代名・諸格混收等の題下に諸種の文法的形狀を示した語句及び文章を以て編した。文字・文章も相

當に程度の高いもので、卷一に於ける漢字の數も三百五十餘の多きに上つてゐる。

〔五〕　明治十九年發行「讀書入門」——文部省編。明治十九年、この年に文部省は教科用圖書検定條令を發布して、爾後小學校用教科書は文部大臣の検定を要することとした。その時に當つて文部省が公刊した「讀書入門」及び翌年刊行した「尋常小學讀本」は、小學讀本の標準として文部省の大いに期する所のあつたものであると謂はねばなるまい。その組織は第十一課までを事物の名稱性質作用等について片假名を教へ、次で第二十課までは濁音・次淸音・轉音・數字・疊字を教へ、次に第三十課までは平假名を教へ、第四十課までは兩體の假名の練習に供したもので、各課に挿畫を置いてある。假名はいろは或は五十音の順序に拘らず書寫の簡易なものから順次複雜なものに及び、語は單語より短句單文簡易なる文章に進んでゐる。書きあらはし方は分別書法を用ひ、句讀點を併用してゐる。文章は全部普通文體で教材の內容については特異なものはないが、卷末數ケ所に今樣風の韻文の收められてゐるのが特色である。これについては卷頭に「此書中、間〻歌詞體ノ者ヲ載セタリ。其中ニハ兒童ノ解シ難キ語モアルベシト雖モ、唯其大意ヲ了解セシムルヲ以テ足レリトス。蓋歌詞ハ固ト吟詠スベキ者ナレバ、其興味ハ專ラ意義ノ中ニノミハアラズシテ、却ツテ歌唱ノ間ニ存スル者多カルベシ。」と說明してある。この編纂態度は國語讀本教材の見解として議論の起るを豫想されるものであるが、教材に興味を本位とするものを加へようとした意圖は十分に認めらるべきである。

ともあれこの「讀書入門」は明治七年發行の「讀書入門」の長所を更に洗煉し、缺點を十分に取除いたものであつて、大體に於て爾後の各種讀本の標準となり、又國定讀本に及んでもこの組織と精神とは多分に保存せられて、讀本變遷史上重要な位置を占めるものである。

〔六〕 檢定時代の小學讀本。教科用圖書の檢定條令が公布されてから後、卽ち明治二十年代より三十年代の初年にかけて、國語讀本は最も多く發刊せられた。既に小學讀本も二十餘年の經驗を積み來り、又明治十九年・二十年に文部省編纂のものが公刊されて一つの標準を示したために、教科書の傾向は大體に於て一定して來て、著しい特色を有するものは次第に少くなつた。漸次細密の點にまで編纂者の注意が行屆いて、小部分づつの缺點が除去せられ、極めて微妙な點に特色を持つものが出來るといふ情勢になつたのである。この時代のものを通覽して、前時代よりも一段の進化を來したと思はれる節々を拾ひあげて見よう。

(イ)教材の內容に特殊の任務を托したものがあらはれた。——卽ち兒童の學習態度の訓練・修身上の教訓等に資せしめんと意圖したものがある。

(ロ)教材を各方面に亙つて求めた。卽ち日常生活須知の知識・歷史・地理・理化・天文・動植物に關する平易なる知識を附與するに資するもの、並に公民として社會人としての修養に資すべきもの等雜纂讀本としての內容が整備して來た。

(ハ)從つて教材は兒童の日常生活に關係あるもの、兒童の心身の發達に卽したものが多く擇ばれ、學習を自然ならしめ、學習の效果の多大を期待することが出來るやうになつた。

(ニ)所謂文學的教材と呼ばれるものが漸く加へられるに至つた。概して明治時代の小學讀本は文學的の滋味に乏しく、徒らに實用に偏するか又は冷固なる教訓に過ぎる嫌がある。兒童の情操を陶冶し醇美なる性情を涵養するに足るやうな教材は概して乏しいのである。漸く三十年代よりかゝる傾向があらはれはじめた。この點について先

覺者的立場を示したのは、明治三十二年發行、坪内雄藏博士編の「讀本」である。既に第一卷に於て、平假名書きの短い文章の中に、我が國文學・國史上の逸事・美談等を極めて優雅・高尚の氣韻高く幼童化した教材が收めてある。卷を進めるに從つて一層洗煉整備され、流石に文壇の大先覺の手に成つただけあつて、この點に於ては類書に抽んでて異彩を放つてゐる。

(ホ)文體についての變轉が見えて來たこと。小學讀本の文の殆ど全部は從來普通文體であつたが、この期のものに至つて口語文體のものが稀に挿入せられるに至つた。「ココニ人ガアル」の如き口語常體や、「コノ人ハコドモデアリマス」の如き口語崇敬體の文も見られるに到つた。又過渡期特有の文體混淆のもの、例へば次の如き文もあらはれてゐる。

テウレンヲゴラン　　タイチヤウハ刀ヲモツ

刀ハキラキラトヒカル　　ウマモ人モタケタカク力ツヨシ

(ヘ)漢字の提示數が初期のものに比して次第に減少して來た。殊に第一卷に於てはつとめて漢字を提示せぬこととし、大體一より十に至る數字十箇を教へるにとゞめる傾向となつた。これは第一回の國定讀本も踏襲してゐる。試みに日下部三之介の編纂にかゝる明治十五年發行の「小學讀本」と、同人編纂明治二十六年發行の「新撰小學讀本」とに於ける第一卷の漢字を比較して見よう。

明治十五年發行「小學讀本卷一」の漢字

一二三四五六七八九十犬子女男本木鳥羽方空水足馬牛坐母娘赤紙數所家下雀門庭池魚匹枝蟻草山出小石蟹此

場櫂舟中兄机妹箱梳石盤彼學校教游鯉汝面手習硯筆毛蟲夕日好壁坂下上前後柱時計寒暖計何　（合計九十二）

明治二十六年發行「新撰小學讀本卷一」の漢字

一二三四五六七八九十　（合計十）

これは大體に於て初期のものと檢定時代のものとの比較の標準となる。

（ト）新出文字を示すために鼇頭欄を設けることも此の期の讀本に至つてはじまつた。この形式は後の國定讀本が採用して、以て今日に及んでゐるものである。

（チ）義務教育年限が四ヶ年となつてゐるために、各學年に二冊を配當して全八冊の讀本を組織するのが通念となつた。これも後の讀本の據る所である。

〔七〕國定讀本へ。以上のやうな變遷の後を承けて、明治三十六年に文部省編纂にかゝる國定教科書たる「尋常小學讀本」は國民の多大なる期待の下に公にされ、三十七年四月より全國一齊に使用することとなつた。

「尋常小學讀本」卷一は、挿畫の補助によつてその畫の示す名詞中の一字を記した文字の提示からはじまつてゐる。例へば椅子の畫に對して「イ」の字を、枝の畫に對して「エ」の字を記したものである。その提示の順序も「イ」と「エ」、「ツ」と「チ」の如く發音の紛れ易きもの、「ク」と「タ」、「ア」と「マ」の如く形の類似したものを對比し、それらが幾つか纒つたところでその文字を用ひて成る單語數種を掲げた。次には短文と單語とを適宜按排して示し、隨所に五十音圖の一行宛に整理して片假名の習得を期した。而してその短文の提示形式は、文字の場合と同じく、理論的・分析的に教授を進めんことを期したので、自然の文章、兒童に喜んで迎へられる文章でなく、やゝ形式に流れ無味乾燥に墮す

る嫌があつた。従つて文章の種類は極めて少く、同様のものの反覆提示が著るしく、學習の興味を減殺する所が多かつた。かくして國定讀本巻一は、五十八頁を費して片假名五十音と一より十に至る漢字の數字と、「ヰマス」「マシタ」「アリマス」「デス」「イキマス」の語尾を有する簡單な文と、「カラス」の韻文と、若干の單語とを盛つたものとして、囂々たる世論と國民の大なる期待とに直面したのである。一般に新讀本に對する世人の批評は、これが從來のものに比して程度が低きに失すること、兒童をして學習の興味を感ぜしむる如き教材の少いこと、文學的氣品に富んだ教材の少いこと、國民的色彩に富む教材の少いこと等であつた。加ふるに當時未だ假名遣法について確定せる國策がなく、國定讀本の假名遣は假に明治三十三年に採用した表音假名遣即ち所謂「棒引き假名遣」によつたために、その種の假名遣に親しみの薄い世人にとつては論議の種を與へられた感があつた。かくして最初の國定讀本は世人をして失望の聲を發せしめたことが尠少でなかつた。

第五　明治以後の國語教材〔國定小學讀本〕

既に與へられた紙面を用ひ盡した。以後は讀本編纂趣意書によつて國定讀本の輪廓を示すにとゞめる。

〔一〕　明治三十七年四月、全國の各小學校は一齊に新に制定せられた國定讀本を教材として教育を行うこととなつた。最初の國定讀本は種々の點に一定の標準を定めて編纂された。こゝにその大略を掲げる。

イ〔形式〕　各學年に二冊宛使用せしめる目的を以て八冊に分ち、文字は第一冊は特號、第二冊は一號、第三冊以下は二號を用ひた。假名は第一、第二冊は片假名、第三冊に入つて始めて平假名を提示し、以後の諸冊は兩體の假名を

併用した。文章は口語體を多くし、文語は第六冊より、候文は第七冊より提示した。

ロ〔文字及符號〕　漢字は平假名を教へ終へたる後、卽ち第三冊の後半より提示した。漢字中同字と認むべきものはなるべく字畫の簡易なものを使用した。

書記法は第四冊の終までは分別書法を用ひ、その後は連續書法を用ひた。

ハ〔分量〕　漢字は全卷を通じて五〇〇字、片假名書きの課は第一・第二冊の全部と他の七冊に於ける五四課。平假名書きの課は七四課。文語文體を用ひた課は第六冊以下を通じて二四課、他は悉く口語文體。

ニ〔材料〕　模範語を教へるもの。文學的のものの外に、廣く修身・理科・地理・歷史・實業・國民教科等に關する材料を選んだ。

ホ〔挿畫〕　第一・第二冊に多くし、次第に減少せしめた。

〔二〕　次いで明治四十三年四月より修正されたる尋常小學讀本が全國各小學校に於て行はれることになつた。この修正はさきの國定讀本制定後日露戰爭を經て時勢の推移と共に材料字句の訂正を要するものの多かつたためと、假名遣の方針が明治四十一年に至つて確定したためと、義務教育年限が六ケ年に延長されたためとである。舊讀本に比して新讀本の異る點のうち著るしい數條をあげる。

（イ）第二卷に於て簡易なる漢字を提示したこと。

（ロ）變體假名を新たに用ひたこと。

（ハ）漢字の數の著しく增加したこと。卽ち舊讀本は尋常四年間に五百字、高等一・二學年を合するも八百五十字に

過ぎなかつたが、新讀本に於ては尋常六學年間を通じて一千三百六十字を提示することにした。

(ニ)舊讀本の文は文學的趣味の低減を犧牲として、專ら言語の練習に力を用ひたが、新讀本に於ては自然的言語の形體を採り、大體に於て簡單より複雜に進む方針を採つた。

その教材選擇の方針としては、

(一)實用と趣味との兩方面より見て義務教育を最も有効ならしむべき價値あるものを選擇した。

(二)人文的材料と實科的材料とを併採し、各般の知識を與へる外に、國民獨有の材料を選擇するに留意した。

(三)多くの國民的童話・傳說を加へた。

(四)謎・俚諺・金言を加へた。

(五)高學年に於て抽象的訓誡の材料を加へた。

(六)海國思想を養成し、田園趣味を涵養し、立憲自治の思想を確固にし、大國民の品格を造成するが如き材料は務めて採り、之を一貫するに忠君愛國の精神を以てし、快濶・勤勉・忠誠能くその職務に盡すべき國民の堅實なる氣風を養成せんことに留意した。

(七)外國に關する教材を採つた。

〔三〕 次いで尋常小學讀本に對する第二次の修正は企てられて、大正七年より大正十二年に至る六箇年間に亙つて卷一よりはじめて年に二冊宛を修正して逐次卷十二に及ぼした。この修正は舊讀本に更に研究を加へ、實地教授の經驗を參酌して、時世の要求に一層適應せしめんとしたものである。今回の修正中著しいものは左の諸點である。

イ〔分量の增加〕　在來の我が國語讀本は、諸外國の讀本に比較して著るしく教材の分量に於て劣つてゐる。これは漢字教授の如き特殊の困難があるためであらうが、尙分量增加の餘地があるとし、多讀によつて知識を廣め、讀書趣味を養ふ方針のもとに、舊讀本に比して約二割の增加を試みた。

ロ〔文字〕　漢字の總數千三百六十字は從來のまゝであるが、各卷に對する配當は、第四學年以下の低學年に增加して、高學年に減少する方針を執つた。

ハ〔教材の選擇〕　教材の增加につれてその選擇も自ら多方面に亙つた。全體の修正方針としては、特に次の種類の教材を增加するの計畫を立てた。（一）田園趣味を養成すべきもの、（二）理科及び實業に關するもの、（三）經濟及び公民の心得に關するもの、（四）國勢の現狀、世界の事情に通ぜしむべきもの。

ニ〔挿畫の改善〕。

〔四〕　前記の尋常小學讀本の第二次の修正と併行して、新に尋常小學國語讀本が編輯され、大正七年より同十二年に亙る六箇年間に完成した。これは從來の尋常小學讀本を標準とし、之に研究を加へ、實地教授者の意見を參酌して編纂したものであつて、大體の編纂方針は左の如きものである。

イ〔分量〕　從來の讀本に比して、低學年用に於て約三割を增加し、高學年用に於て一割乃至二割を增加する。

ロ〔文字〕　假名並びに漢字の提出時期及び漢字の數に關しては、略ゝ從來の讀本に據る。但し漢字の配當は、高學年用で稍減じ、低學年用で增加する。

ハ〔教材〕　教材は、兒童の日常生活に觸れたもの、田園趣味を養成すべきもの、理科・實業・經濟及び公民の心得

に關するもの、國勢の現狀、世界の事情に通ぜしむべきもの等の材料を從來の讀本よりも稍〻增加する。練習文を適宜各卷中に挿入する。然して教材に、修身的教材・歷史的教材・地理的教材・理科的教材・實業的教材・國民科的教材・文學的教材の目をたてて、卷四以上は各〻この七項目に亙る教材を包有してゐる。卷三はうち理科的・國民科的の二項に屬するものを缺き、卷二は更に地理的の項に屬するものを缺いてゐる。

二〔挿畫〕 從來の讀本の畫風の外に、洋畫風のもの及び略筆畫をも加へ、且つ、成るべく兒童の性情に適合せしめ、各地方の生活情態を描寫する。

かくして完成した尋常小學國語讀本は廣く全國に亙つて行はれ、並行的に存した尋常小學讀本を使用する府縣は次第に減じ、終には跡を絕つに至つた。かくの如くにしてこの讀本は現在に及んでゐる。

〔五〕 昭和八年四月、內容形式等に新味を有すると評せられる小學國語讀本が新たに卷一より逐次刊行せられて、次第に低學年より使用せられつゝある。數年の後には尋常小學國語讀本は全く影を潛めて、この新らしき小學國語讀本に代る筈である。小學國語讀本がいかに充實して完成するか、切りに吾人の關心を唆るものがある。（終）

〔附記〕 本稿を草するにあたつて用ひた參考書及び資料は次の如きものである。特にはじめの六項より教へられた所が多大であつた。玆に厚く謝意を表する次第である。

乙竹岩造著　日本庶民教育史
高橋俊乘著　日本教育史
高橋俊乘著　日本教育文化史
佐藤誠實著　日本教育史
乙竹岩造教授の東京高等師範學校に於ける講義
松井簡治教授の東京文理科大學に於ける講義

石川　謙著　日本近世教育史
宮崎道三郎著　日本法制史
平泉　澄著　中世に於ける社寺と社會との關係
吉澤　義則著　國語說鈴

令義解　今昔物語
延喜式　禁秘抄
源氏物語　增鏡
宇津保物語　吾妻鑑
更級日記　今鏡
大鏡　徒然草
とりかへばや　太平記
枕草子　竹馬抄

能勢　榮著　內外教育史上篇
伊東長胤著　制度通
吉澤義則著　國語國文の研究
萩野由之著　日本史講話

文明一統記　山鹿語類
乳母のふみ　日本教育史資料
めのとのさうし　明治初年より國定讀本制定までの各種小學讀本
小夜のねざめ　二瓶一次編大日本小學教科書總覽讀本篇
身のかたみ
日本教育文庫教科書篇　國定の尋常小學讀本各種
各種の往來物　國定讀本編纂趣意書各種
益軒全集

昭和九年四月十日印刷
昭和九年四月十五日發行

國語科學講座
（第八回配本）

東京市神田區錦町一丁目十番地
編輯兼發行者　株式會社　明治書院
代表者　三樹退三

東京市神田區三崎町二丁目一番地
印刷者　細谷祐三

發行所　東京市神田錦町一丁目　株式會社　明治書院